

令和6年度 第2回水戸市環境審議会 次第

日時 令和6年10月31日（木）午後1時30分～

場所 水戸市役所4階 政策会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 自己紹介
- 4 正副会長選出
- 5 議 題
 - (1) 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）進捗状況について
 - (2) 水戸市環境基本計画（第3次）について
- 6 閉 会

【配布資料】

- 1 令和6年度第2回水戸市環境審議会次第（本紙）
- 2 水戸市環境審議会委員名簿
- 3 水戸市環境審議会条例
- 4 委嘱状
- 5 資料1 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）進捗状況報告書
- 6 資料2 水戸市環境基本計画（第3次）概要版
- 7 参考 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）（未配布の方のみ）

水戸市環境審議会委員名簿

令和6年10月31日から
令和8年10月30日まで

	役 職 名	氏 名	備考
関係機関	常陸河川国道事務所計画課長	鈴木 優	
	茨城県環境政策課長	深澤 敏幸	
関係団体	住みよいまちづくり推進協議会会長	角田 恒巳	
	水戸女性会議会長	楢崎 ひろ子	
	水戸農業協同組合代表理事組合長	園 部 優	
	水戸商工会議所常議員	大竹 昌士	
学識経験者	茨城大学人文社会科学野長	原 口 弥 生	
	国立環境研究所気候変動適応センター チーフコーディネーター	阿久津 正浩	
	茨城県環境管理協会理事長	森 島 康	
	茨城生物の会会長	桐 原 幸 一	
	水戸市環境保全会議代表	高 橋 正 道	
	千波湖水質浄化推進協会役員	櫻 場 誠 二	
議 員	水戸市議会議員	土 田 記 代 美	
	水戸市議会議員	高 倉 富 士 男	
市 民	公募市民	松 下 茂 夫	
	公募市民	高 橋 聡 美	

○水戸市環境審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第35号

改正 平成7年3月30日条例第10号

(題名改称)

平成23年3月25日条例第10号

平成27年3月24日条例第9号

水戸市公害対策審議会条例(昭和45年水戸市条例第50号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 環境保全対策に関する基本的事項の調査及び審議をするため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、水戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平7条例10・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境保全対策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(平7条例10・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する17人以内の委員をもって組織する。

(平7条例10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、第2条に規定する所掌事項について調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を審議会に報告するものとする。

(平23条例10・全改)

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平23条例10・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(平23条例10・旧第8条繰下, 平27条例9・一部改正)

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平23条例10・旧第9条繰下)

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成7年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の水戸市公害対策審議会条例第3条の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の水戸市環境審議会条例（以下「新条例」という。）第3条の規定により委嘱されたものとみなす。

3 新条例第3条の規定により委嘱された委員（前項に規定する委員を含む。）の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、平成8年1月23日までとする。

付 則 (平成23年3月25日条例第10号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2023（令和5）年度 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）進捗状況報告書

1 計画概要

(1) 計画の位置付け

水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として、2023年3月に策定した計画です。

本計画では、国や茨城県の計画を考慮しつつ、市の関連計画と整合・連携を図りながら地球温暖化対策に係る施策を推進するとしています。

(2) 計画の期間

計画期間：2023年度～2030年度（8年間）

基準年度：2013年度

(3) 目指す将来像

未来へつなぐ みんなでつくる 脱炭素のまち ゼロカーボン・エコシティ水戸

(4) 計画目標（目標年度：2030年度、基準年度：2013年度）

二酸化炭素排出量削減目標 **46%削減**

エネルギー消費量削減目標（関連目標） 30%削減

再生可能エネルギー導入目標（関連目標） 累計 162,000kW 以上導入

(5) 目標達成に向けた取組

ア ゼロカーボン・リーディング・プロジェクト

本市の二酸化炭素排出量の約7割を占める運輸部門・家庭部門の対策に積極的に取り組みます。

イ 基本施策

基本施策1 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光発電の導入を促進するほか、水素やバイオマスエネルギー等の導入可能性を検討します。

基本施策2 省エネルギー活動の促進

市民の暮らしや事業活動における省エネルギー化を促進するとともに、市の事務事業の脱炭素化に取り組みます。

基本施策3 まちの脱炭素化の推進

公共交通や自転車の利用を促進するほか、建築物の省エネルギー化、まちの緑化に取り組み、市全体での脱炭素化を図ります。

基本施策4 循環型社会形成の推進

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進します。

基本施策5 気候変動適応の推進

農業分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、自然災害分野、健康分野について、気候変動による被害の回避・軽減対策を進めます。

2 目標の達成状況

(1) 二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量の算定に使用する数値が公表される時期の関係上、2023年度の実績値は2020年度の二酸化炭素排出量となります。

該当年度の二酸化炭素排出量は、127.8万t-CO₂となっており、基準年度である2013年度比で18.7%の減少となりました（表1、図1）。

再生可能エネルギーや省エネ機器の普及が進んだことから、基準年度と比較し、二酸化炭素排出量は減少傾向となっています。また、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する製造業の生産量の減少（産業部門）、貨物搬送量の減少（運輸部門）が大きかったことが二酸化炭素排出量に影響したと推測されます。

2030年度の削減目標46%の達成に向け、引き続き、創エネや省エネに係る施策に取り組む必要があります。

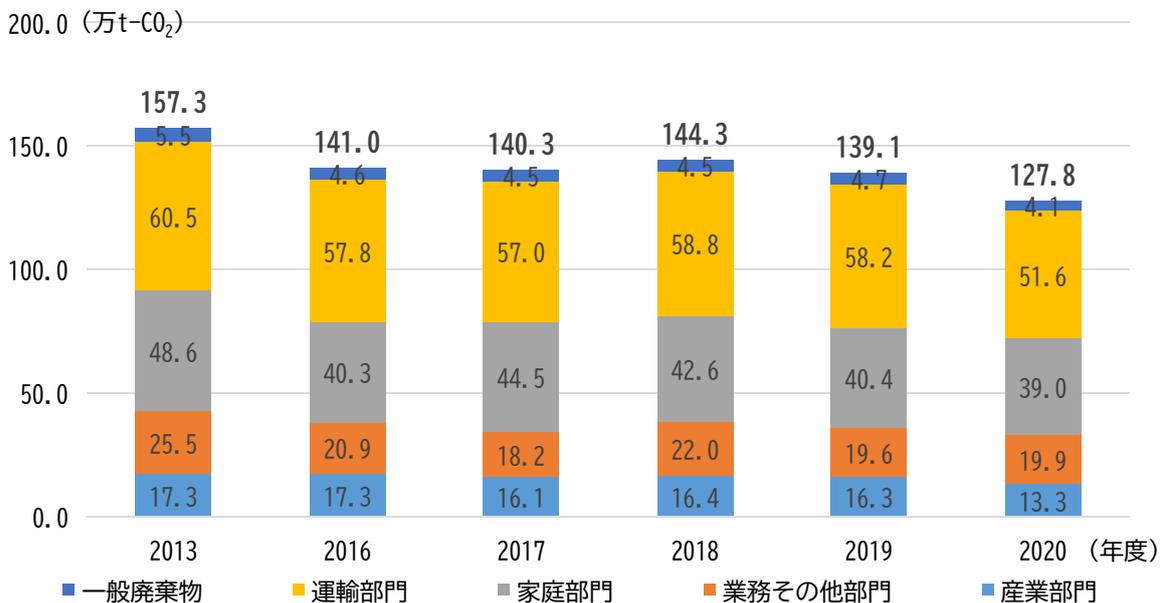
表1 部門別二酸化炭素排出量

部門	基準年度 (2013排出量) (万t-CO ₂)	2022実績 (2019排出量) (万t-CO ₂)	2023実績			目標年度 (2030排出量) (万t-CO ₂)	
			(2020排出量) (万t-CO ₂)	基準年度比	前年度比		構成比
産業	17.3	16.3	13.3	-23.5%	-18.4%	10.4%	8.1
業務その他	25.5	19.6	19.9	-22.0%	1.5%	15.6%	9.7
家庭	48.6	40.4	39.0	-19.7%	-3.5%	30.5%	13.4
運輸	60.5	58.2	51.6	-14.7%	-11.3%	40.4%	50.3
廃棄物	5.5	4.7	4.1	-25.4%	-12.8%	3.2%	3.5
合計	157.3	139.1	127.8	-18.7%	-8.1%	100.0%	85.0

※1 値は、今後各種統計データ年報値の修正、算定方法の見直し等により変更される場合があります。

※2 四捨五入して表示しているため、合計値が合わない場合があります。

図1 部門別二酸化炭素消費量の推移



(2) エネルギー消費量

2023年度の実績値である2020年度のエネルギー消費量は、17,006TJ¹となっており、基準年度である2013年度比で15.6%の減少となりました（表2、図2）。

省エネ機器の普及や節電等に取り組んだことが影響し、エネルギー消費量は減少傾向にあります。二酸化炭素排出量と同様、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大がエネルギー消費量の減少に影響したと推測されます。

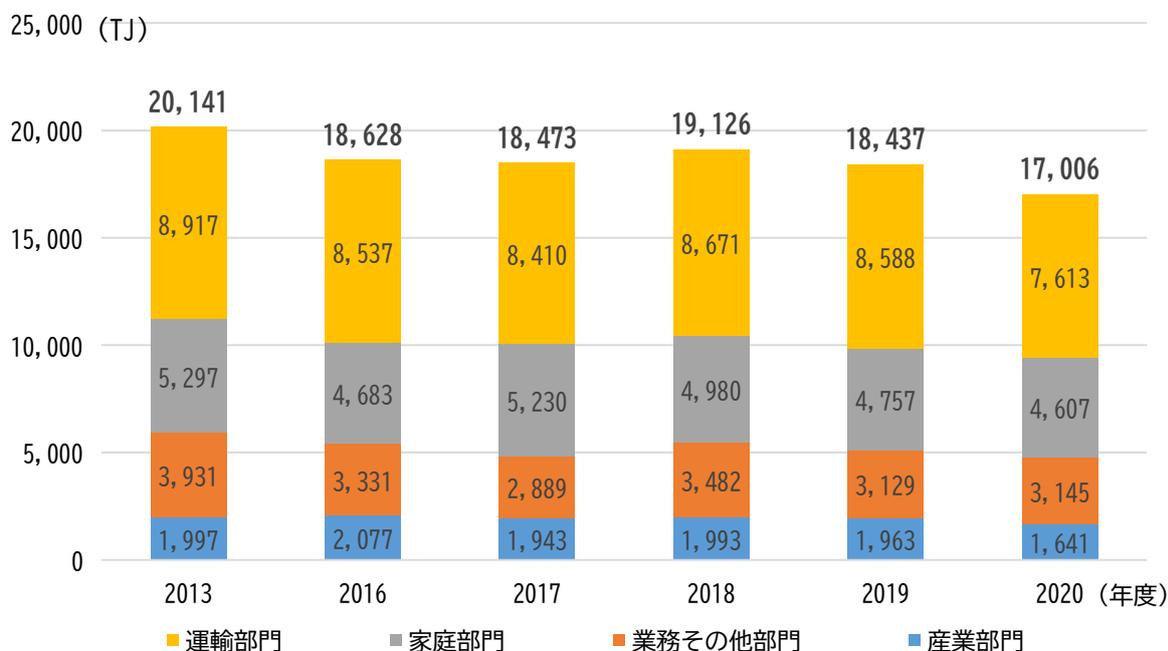
一層のエネルギー消費量の削減に向け、市民や事業者への広報啓発に努め、省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルの普及を促進します。

表2 部門別エネルギー消費量

部門	基準年度 (2013消費量) (TJ)	2022実績 (2019消費量) (TJ)	2023実績 (2020消費量) (TJ)	2023実績			目標年度 (2030消費量) (TJ)
				基準年度比	前年度比	構成比	
産業	1,997	1,963	1,641	-17.8%	-16.4%	9.6%	-
業務その他	3,931	3,129	3,145	-20.0%	0.5%	18.5%	-
家庭	5,297	4,757	4,607	-13.0%	-3.2%	27.1%	-
運輸	8,917	8,588	7,613	-14.6%	-11.4%	44.8%	-
合計	20,141	18,437	17,006	-15.6%	-7.8%	100.0%	14,142

※ 四捨五入して表示しているため、合計値が合わない場合があります。

図2 部門別エネルギー消費量の推移



¹ TJは、テラ・ジュールの略号で、テラは10の12乗（1兆倍）のこと、ジュールは熱量単位のこと。エネルギー消費量を算出するにあたり、全てのエネルギー減の単位をTJに換算しています。

(3) 再生可能エネルギー導入量

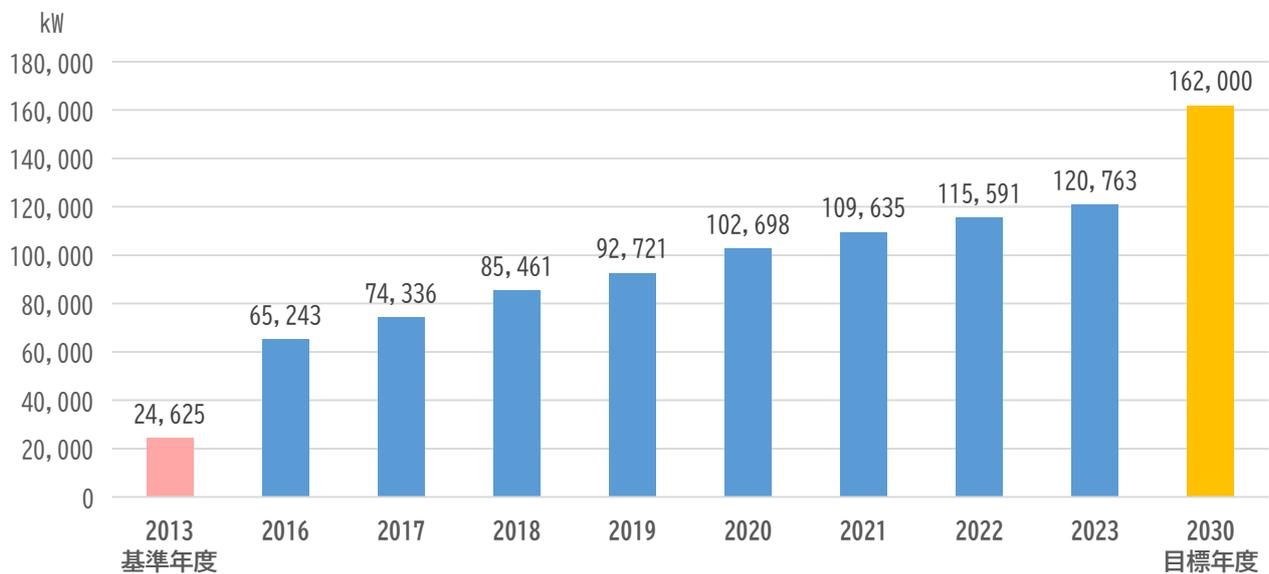
二酸化炭素排出量やエネルギー消費量とは異なり、2023 年度実績値は、当該年度の再生可能エネルギー導入量となります。

2023 年度の再生可能エネルギー導入量は、120,763kW となり、基準年度である 2013 年度から 96,138kW の増加となっております（図 3）。

家庭や事業所、耕作放棄地等への太陽光発電設備の導入が進んだことから、基準年度の約 5 倍の再生可能エネルギーが導入されました。また、算出した導入量は 50kW 未満の FIT・FIP 認定分を基に算出した数値であり、50kW 以上の大規模な太陽光発電や増加傾向にある非 FIT（自己消費や自由売買）を含めると、より多くの再生可能エネルギーが導入されています。

引き続き、本市の地域特性を生かした太陽光発電の導入を促進するとともに、その他の再生可能エネルギーについても導入に向けた検討を進めます。

図 3 再生可能エネルギーの導入容量



※ 50kW 未満の太陽光（家庭や事務所用等）について、FIT・FIP 認定分を基に算出

3 2023（令和5）年度の取組状況

(1) ゼロカーボン・リーディング・プロジェクト

ア 主な取組

(ア) プロジェクト運輸

- ・次世代自動車の導入を促進するため、市ホームページで国の補助金を紹介するなど、情報発信を図りました。また、専門事業者と協議し、新たに、青柳運動公園及びツインフィールドへの急速充電設備の整備を進めました（2024年度導入完了）。

(イ) プロジェクト家庭

- ・冬季の電気使用量を削減するため、県央地域の事業として「CO₂削減エコライフチャレンジ」を実施しました。県央地域全体で1,702世帯が参加し、取組により二酸化炭素排出量を1.7t-CO₂削減しました。
- ・WWF（世界自然保護基金）が実施する世界最大級の消灯アクション「EARTH HOUR（アースアワー）」に県央地域で参加し、市民・事業者に御協力いただき、令和6年3月23日（土）に家庭や公共施設、民間施設での消灯を実施しました（参加施設数58施設）。

イ 取組結果

2023年度における運輸部門と家庭部門の二酸化炭素排出量の合算値は、90.6万t-CO₂であり、基準年度比17.0%の削減となりました。引き続き、この2部門について、脱炭素を先導するプロジェクトとして積極的に施策を展開します。

(2) 基本施策

基本施策1 再生可能エネルギーの利用促進

ア 施策指標

指標	2021年度	2023年度	増減	目標値(2030)
再生可能エネルギー導入量	109,635kW	120,763kW	11,128kW	162,000kW
市の補助金を活用した住宅用太陽光発電の設置数(延数)	4,623件	5,134件	511件増	7,100件

イ 主な取組

- ・住宅用太陽光発電システム設置補助金を284件交付し、家庭への再生可能エネルギー普及を促進しました。
- ・2023年度に住宅用蓄電池設置補助金制度を新設し、再生可能エネルギーの有効活用や災害時の電源にもなる蓄電池の家庭への普及を促進しました（交付件数116件）。
- ・事業用太陽光発電を行う事業者に対し、茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づく、助言・指導を行いました（52件）。
- ・市内から発生する家畜ふん尿や事業系廃棄物など、バイオマス発電の原料についての調査を行い、市ホームページで公表することで、民間事業者のバイオマス発電の導入を促しました。

基本施策2 省エネルギー活動の促進

ア 施策指標

指標	2018年度	2022年度	増減	目標値(2030)
1人当たりのエネルギー消費量	18.4GJ	17.1GJ	1.3GJ減	13.0GJ

イ 主な取組

- ・国の新たな国民運動「デコ活」¹を市ホームページで紹介するなど、脱炭素に係る普及啓発に取り組みました。
- ・水戸市環境フェア2023を8月19日(土)に開催し、事業者や市民団体との協働で地球温暖化対策の普及啓発に取り組みました。
- ・千波中学校で、事業者と協働による地球温暖化対策に係る授業を行うなど、学校教育における環境学習を推進しました。
- ・市ホームページで、茨城県が実施する中小規模事業所省エネ対策設備導入補助金や中小規模事業所省エネルギー診断を紹介するなど、脱炭素型ビジネススタイルの普及を促進しました。
- ・清掃工場えこみっとにおいて、ごみ処理発電を行い、使用電力のほぼ全てを自己発電しました。また、下水道処理施設において、消化ガス発電を行い、使用電力の約2割を自己発電しました。
- ・道路や公園等の屋外照明灯について、ESCO事業²によるLED化の準備を進めました(約4,290基を2024年度中に工事完了予定)。
- ・公共施設や公有地への太陽光発電導入に向けた調査を実施し、導入可能性を整理しました。

基本施策3 まちの脱炭素化の推進

ア 施策指標

指標	2021年度	2023年度	増減	2030年度
市内における1日当たりの路線バス利用者数	19,489人	26,906人	7,417人増	23,000人

イ 主な取組

- ・エコ通勤チャレンジウィークを年2回実施し、通勤時の公共交通や自転車の利用を促進しました。市職員延べ3,027人が取り組み、自動車通勤することに比べ、二酸化炭素排出量を914.1kg-CO₂削減しました。
- ・自転車の利用を促進するため、水戸市シェアサイクル「みとちやり」事業を開始し、市内に複数のステーション(駐輪場)を14箇所設置しました。
- ・幹線市道4号線や市道上市189号線など、計5路線に自転車通行空間を延べ2.5km整備し、自転車を利用しやすい環境づくりを推進しました。
- ・公用車にEVを3台導入し、市の公用車の次世代自動車化を進めました。

¹ 国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、環境省が推進している取り組みです。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で、ともに、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししています。本市も、「デコ活」宣言を行い、市域として脱炭素社会形成を推進しています。

² ESCO事業は、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業です。

基本施策4 循環型社会形成の推進

ア 施策指標

指標	2021 年度	2023 年度	増減	2030 年度
リサイクル率	27.2%	26.0%	1.2%減	30.0%

イ 主な取組

- ・食べきり運動や未利用食品の有効活用等により、食品ロス削減を推進するとともに、リサイクル工場見学会を開催するなど、3Rの普及啓発を図りました。
- ・生ごみ処理機器の購入補助（194件）や剪定枝粉碎機の貸出（93件）により、ごみの減量を促進しました。
- ・みと食べきり運動協力店の認定（2023年度3店、延べ61店）、きずなBOXの活用により、食品ロスの削減に努めました。

基本施策5 気候変動適応の推進

ア 施策指標

指標	2021 年度	2023 年度	増減	2030 年度
浸水被害箇所数	192箇所	179箇所	13箇所減	102箇所
熱中症患者死亡数	0人	0人	—	0人

イ 主な取組

- ・有機農業やカバークロップ¹を行う農業団体（2団体）に補助金を交付し、環境保全型農業を促進しました（農業分野）。
- ・住宅用雨水貯留施設等設置補助金を交付するなど、雨水の有効利用を促進しました（水環境・水資源分野）。
- ・特定外来生物アライグマを37匹、有害鳥獣としてイノシシを83頭捕獲し、自然生態系の保全を図りました（自然生態系分野）。
- ・洪水ハザードマップを作成し、その周知を図るとともに、市全体での防災訓練を定期的を実施するなど、自然災害への対策を推進しました（自然災害分野）。
- ・那珂川について、国や県と連携し、大雨を想定した整備を計画的に推進しました（自然災害分野）。
- ・元石川町の排水路整備を行うなど、大雨による浸水被害の解消に向けた対策を進めました。
- ・市ホームページやSNSを通して熱中症予防の普及啓発を行うなど、健康被害対策を推進しました（健康分野）。

¹ 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥（イネ科やマメ科の植物）を作付けする取組

概要版

水戸市環境基本計画（第3次）

2024（令和6）年度～2030（令和12）年度



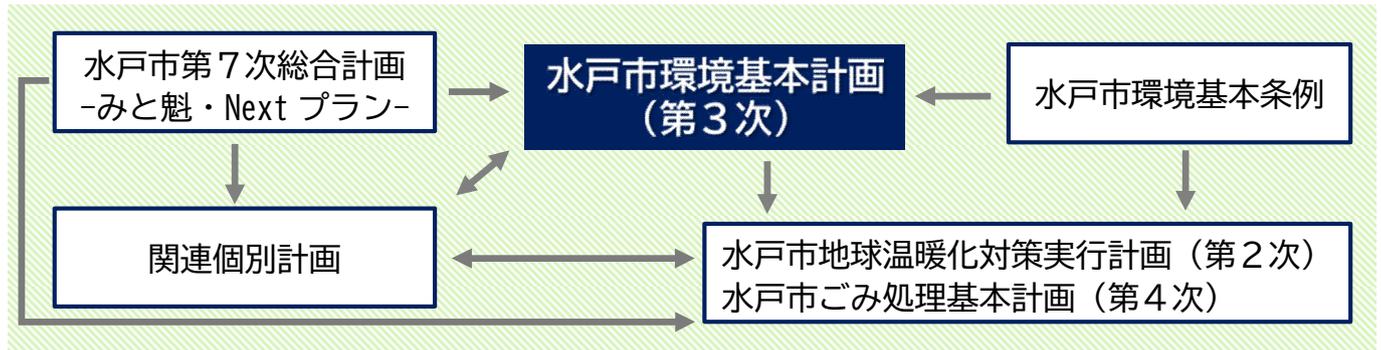
水戸市

2024（令和6）年11月

1 水戸市環境基本計画（第3次）とは

水戸市環境基本計画（第3次）は、水戸市の環境保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画です。

計画の位置付け

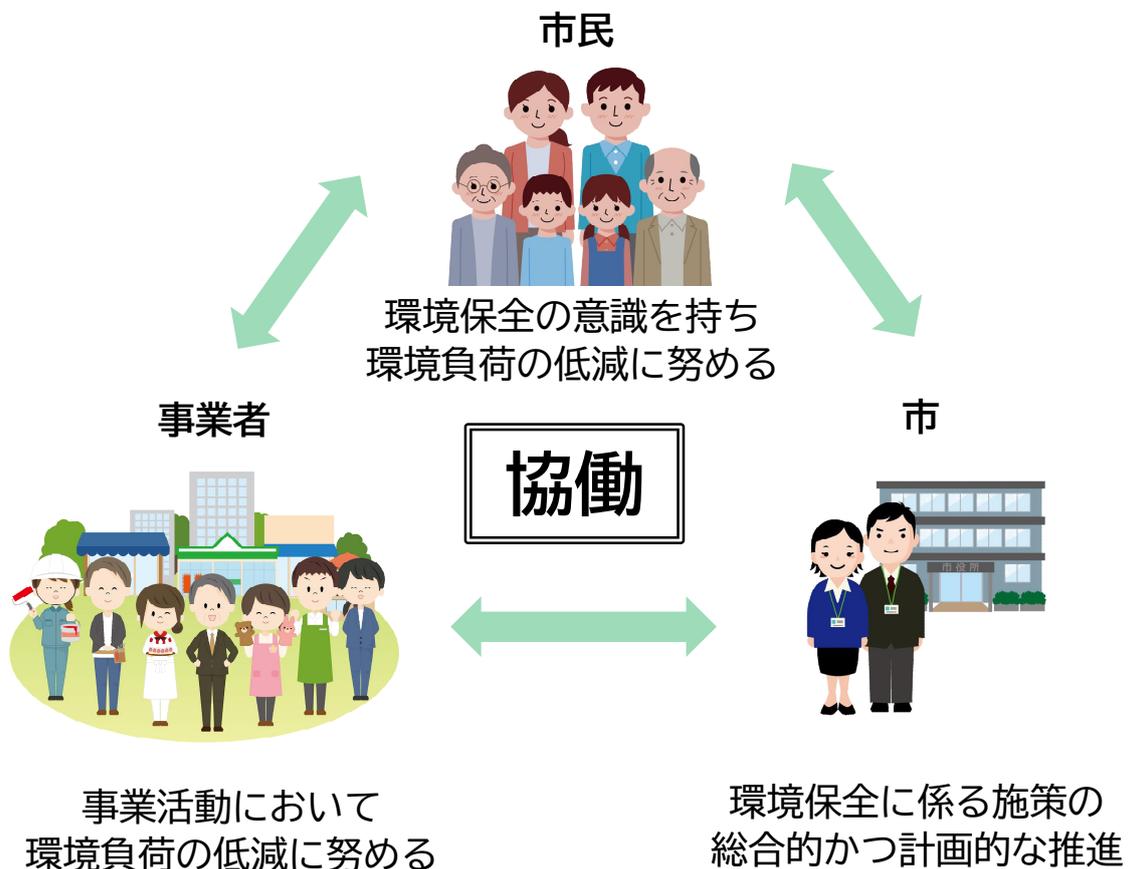


計画の期間

2024（令和6）年度～2030（令和12）年度

計画の推進主体

市民、事業者、市がそれぞれの役割のもと、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。



基本方針 4

快適な生活環境の保全・創出



主な目標指標（2022年度→2030年度）

- 大気汚染に係る環境基準適合状況 適合 ▶▶▶ 適合
- 光化学オキシダント注意報の年間発令日数 0日 ▶▶▶ 0日

主な施策

- 公害の未然防止
大気・水・土壌環境の監視、騒音・振動・悪臭の防止
アスベストの適正処理に係る指導、PFASへの対応
- 良好なまちなみの維持向上
良好な市街地景観の形成や弘道館、水戸城跡周辺の魅力づくりの推進
- 環境美化の推進
看板やチラシの配布など、空き缶のポイ捨てや犬ふん放置の防止推進
那珂川水系クリーン作戦などによる水辺環境の美化

基本方針 5

協働による環境保全の推進



主な目標指標（2022年度→2030年度）

- 水戸市環境フェアをはじめとする環境イベントへの参加者数
3,156人 ▶▶▶ 10,000人

主な施策

- 環境教育・環境学習の充実
環境学習講座の実施やESDによる学校教育における環境教育の推進
水戸市環境フェアなど、誰もが参加者しやすい環境学習機会の充実
- 協働での環境活動
関係団体や大学などと連携した協働での環境保全活動の推進



【左/真ん中】
千波湖環境学習会
【右】
みとの自然ガイド
BOOK

基本方針 2

循環型社会形成の推進



主な目標指標（2022年度→2030年度）

一人一日当たりのごみ排出量
1,002g ▶▶▶ 870g



【左】
みと食べきり運動協力店
【右】
きずなBOX

主な施策

- ごみ減量化の推進
みと食べきり運動店の普及、30・10運動の促進など、食品ロスの削減
エコバッグ、マイボトルの利用促進によるプラスチックごみの削減
- 再資源化（リサイクル）の推進
プラスチック製容器包装をはじめとした現行の5種16分別の周知啓発や
使用済み小型家電の回収など、分別回収による再資源化の促進
- 適正な処理・運営の推進
パトロールや通報体制の強化などによる不法投棄防止
効率的なごみの収集・運搬、清掃工場えこみっとの適正な運営

基本方針 3

豊かな自然環境の保全と共生



主な目標指標（2022年度→2030年度）

千波湖の化学的酸素要求量（COD）（千波湖中央の年間75%値）
10.0mg/l ▶▶▶ 8.0mg/l以下

都市公園の市民一人当たりの面積
12.0㎡ ▶▶▶ 12.5㎡



ホトケドジョウ



アライグマ

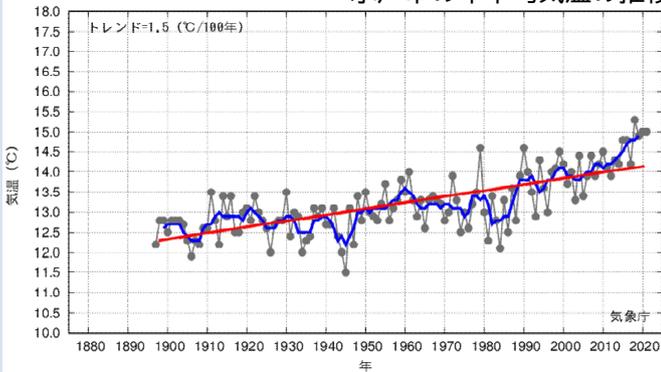
主な施策

- 生物多様性の保全
ホトケドジョウなど希少種の保護、アライグマなどの特定外来生物の防除
- 水環境の保全と整備
霞ヶ浦導水事業やビオトープの整備など、千波湖におけるアオコ発生抑制
- 緑の保全
公園・緑地の整備、森林の保全

2 水戸市の環境の現状

気候変動

水戸市の年平均気温の推移



本市の年平均気温は、100年間で約1.5℃上昇しています。水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）において、2030年度の温室効果ガス排出量46パーセント削減を目標に設定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

循環型社会

清掃工場「えこみっと」



2020年の清掃工場えこみっとの供用開始にあわせ、プラスチック製容器包装をはじめとした新たな分別品目の回収を開始するなど、ごみの減量化・再資源化に取り組んでおり、家庭ごみは減量傾向です。

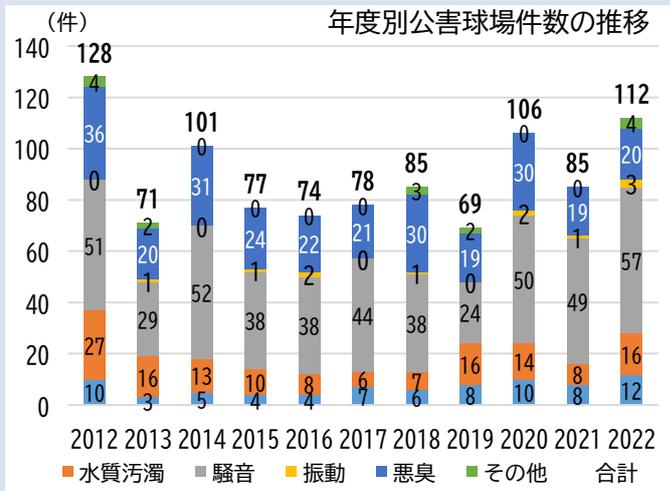
自然環境



本市は、西北部の緑地地帯や河川、千波湖など、豊かな自然環境を有し、そこに適応した動植物により生物多様性が保たれています。

一方、アライグマなどの特定外来生物の繁殖が確認され、問題となっています。

生活環境



公害に係る苦情件数は、年間100件程度に上ります。関係機関と連携した調査・監視や発生源対策に取り組んでいます。

協働による環境保全

本市では、義務教育課程9年間を通して、持続可能な開発のための教育「ESD」に取り組んでおり、子どもたちの発達段階に応じて、環境について学ぶ機会の充実を図っています。

また、水戸市環境フェアをはじめとした環境イベントや河川の清掃活動など、環境保全に係る様々な活動を市民、事業者と協働により実施しています。



3 目指す将来像と基本方針

豊かな水と緑を未来へつなぐ みんなでつくる持続可能なまち 水戸

市民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し、水と緑に囲まれた本市の自然環境を保護するとともに、これらを将来世代へ継承していくため、次の取組を推進します。

基本方針1 気候変動への対応

創エネや省エネなど、温室効果ガスを減らす取組（緩和策）を推進するとともに、自然災害や健康被害等の回避・軽減を図り（適応策）、緩和策と適応策の両輪による気候変動に対応したまちを目指します。

基本方針2 循環型社会形成の推進

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。また、不法投棄等の不正なごみ処理について、地域が一体となって防止に取り組みます。

基本方針3 豊かな自然環境の保全と共生

生物多様性の保全を図るとともに、千波湖、桜川等の水環境の保全・再生や緑の保全に取り組み、豊かな自然と人が共生するまちの実現を目指します。

基本方針4 快適な生活環境の保全・創出

公害の未然防止に取り組むなど、良好な生活環境の保全・創出を図ります。また、歴史的、文化的な資源を生かしたまちづくりやまちの美化を進めるなど、快適で豊かな環境づくりを推進します。

基本方針5 協働による環境保全の推進

環境教育や環境学習の機会の充実を図り、環境問題に対し自ら行動できる人材の育成に取り組みます。また、多様な主体とパートナーシップを形成し、協働による環境活動を推進します。

4 将来像実現に向けた施策の展開

基本方針
1

気候変動への対応



主な目標指標（2030年度）

- 市域からの二酸化炭素排出量
127.8万t-CO₂（2020年度） ▶▶▶ 85.0万t-CO₂
- 浸水被害箇所数
187箇所（2022年度） ▶▶▶ 110箇所

主な施策

- 創エネルギーの推進
住宅や事業所への太陽光発電の利用促進
水素やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用促進
- 省エネルギーの推進
デコ活の普及啓発、CO₂削減エコライフチャレンジの実施
公共施設へのLED照明の導入や次世代自動車への乗り換え
- 脱炭素まちづくりの推進
コンパクトなまちづくりの推進
利用しやすいバス路線の構築、自転車利用の促進
- 気候変動適応の推進
ハザードマップの作成など、自然災害対策の推進
クーリングシェルター指定など、熱中症対策の推進



本庁舎の太陽光発電



みとちやり



クーリングシェルター



水戸市環境基本計画（第3次）の詳細は、水戸市のホームページでご覧いただけます。
<https://www.city.mito.lg.jp/>

【概要版】水戸市環境基本計画（第3次）令和6（2024）年11月発行
発行 水戸市
編集 生活環境部環境保全課
〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1
電話 029-224-1111（代表）